

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年 3月28日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第5号

香川県病院局財務規程の一部を改正する規程

香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(企業出納員の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 企業出納員は、県立病院課の企業出納員にあつては県立病院課長を、各県立病院の企業出納員にあつては各県立病院の<u>総務企画課長</u>及び業務課長をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(企業出納員への事務委任)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 管理者は、前項第1号から第5号までに掲げる事務を各県立病院の<u>総務企画課長</u>である企業出納員に、同項第6号に掲げる事務を各県立病院の業務課長である企業出納員に委任する。</p> <p>(領収書の交付)</p> <p>第23条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、各県立病院の<u>総務企画課長</u>である企業出納員並びにがん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所の企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）並びに現金取扱員は、収入を収納した場合は、直ちに納付者に対して領収書又は納入通知書兼領収書を交付しなければならない。ただし、収納に当たって金銭登録機を使用する場合は、そのレシートをもって領収書に代えるものとし、この場合においては、領収印を押すことを省略することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 中央病院の<u>総務企画課長</u>である企業出納員及び中央病院の現金取扱員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、同項に規定する指定代理納付者に納入義務者の歳入を納付させることを承認した場合は、直ちに当該納入義務者に対し、承認印（第24号様式）を押</p>	<p>(企業出納員の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 企業出納員は、県立病院課の企業出納員にあつては県立病院課長を、各県立病院の企業出納員にあつては各県立病院の<u>庶務課長</u>及び業務課長をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>(企業出納員への事務委任)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 管理者は、前項第1号から第5号までに掲げる事務を各県立病院の<u>庶務課長</u>である企業出納員に、同項第6号に掲げる事務を各県立病院の業務課長である企業出納員に委任する。</p> <p>(領収書の交付)</p> <p>第23条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、各県立病院の<u>庶務課長</u>である企業出納員並びにがん検診センター及び白鳥病院附属津田診療所の企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）並びに現金取扱員は、収入を収納した場合は、直ちに納付者に対して領収書又は納入通知書兼領収書を交付しなければならない。ただし、収納に当たって金銭登録機を使用する場合は、そのレシートをもって領収書に代えるものとし、この場合においては、領収印を押すことを省略することができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 中央病院の<u>庶務課長</u>である企業出納員及び中央病院の現金取扱員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、同項に規定する指定代理納付者に納入義務者の歳入を納付させることを承認した場合は、直ちに当該納入義務者に対し、承認印（第24号様式）を押</p>

した納入通知書兼領収書を交付しなければならない。この場合において、当該指定代理納付者が中央病院長の指定する日までに当該歳入を納付したときは、当該承認印を領収印とみなす。

4・5 略

た納入通知書兼領収書を交付しなければならない。この場合において、当該指定代理納付者が中央病院長の指定する日までに当該歳入を納付したときは、当該承認印を領収印とみなす。

4・5 略

第22号様式（その2）（第19条、第20条、第23条関係）
（その1）

納入通知書（請求書）兼領収書

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別		負担割合	%	受診科			
請求期間				病室			
診療点	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検査 点	画像診断 点	投薬 点
	注射 点	リハビリテーション 点	精神科専門療法 点	処置 点	手術 点	麻酔 点	放射線治療 点
	歯冠修復及び欠損補綴 点	歯科矯正 点	病理診断 点				診療費計 点 食事療養 円

請求額	診療費負担金 円	高齢者一部負担金 円	公費一部負担金 円	選定療養等 円	食事療養標準負担額 円		
	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円	電気代 円	容器代 円	人間（脳）ドック料 円
	その他① 円	その他② 円			助成金 円	うち消費税及び地方消費税額 円	

前回までの未納
納期限 年 月 日 請求額 円

納付場所
香川県立 病院
香川県立がん検診センター 会計窓口又は院内の 銀行

上記のとおり納付してください。
年 月 日
香川県立 病院長
香川県立がん検診センター所長 印

領
収
日
付
印

自費診療及び保険外負担には、原則として消費税及び地方消費税が含まれています。
保険診療の負担金は、健康保険法により1円単位を四捨五入しています。
その他①は病衣、交通費等、その他②は診察カード再発行料等です。
本書は、医療費控除の証明になりますから大切に保管してください。

第22号様式（その2）（第19条、第20条、第23条関係）
（その1）

納入通知書（請求書）兼領収書

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別		負担割合	%	受診科			
請求期間				病室			
診療点	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検査 点	画像診断 点	投薬 点
	注射 点	リハビリテーション 点	精神科専門療法 点	処置 点	手術 点	麻酔 点	放射線治療 点
	歯冠修復及び欠損補綴 点	歯科矯正 点					診療費計 点 食事療養 円

請求額	診療費負担金 円	高齢者一部負担金 円	公費一部負担金 円	選定療養等 円	食事療養標準負担額 円		
	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円	電気代 円	容器代 円	人間（脳）ドック料 円
	その他① 円	その他② 円			助成金 円	うち消費税及び地方消費税額 円	

前回までの未納
納期限 年 月 日 請求額 円

納付場所
香川県立 病院
香川県立がん検診センター 会計窓口又は院内の 銀行

上記のとおり納付してください。
年 月 日
香川県立 病院長
香川県立がん検診センター所長 印

領
収
日
付
印

自費診療及び保険外負担には、原則として消費税及び地方消費税が含まれています。
保険診療の負担金は、健康保険法により1円単位を四捨五入しています。
その他①は病衣、交通費等、その他②は診察カード再発行料等です。
本書は、医療費控除の証明になりますから大切に保管してください。

(その2)

納入通知書（請求書）兼領収書						No. _____
患者番号 _____		患者氏名 _____		様		
保険種別		負担割合	%	受診科		
請求期間				病室		

診療 点数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検査 点	請求 額 明 細	略
	画像診断 点	投薬 点	注射 点	リハビリテー ション 点	精神科専門 療法 点		
	処置 点	手術 点	麻酔 点	放射線治療 点	歯冠修復及び 欠損補綴 点		
	歯科矯正 点	病理診断 点		診療費計 点	食事療養 円		

略

(その2)

納入通知書（請求書）兼領収書						No. _____
患者番号 _____		患者氏名 _____		様		
保険種別		負担割合	%	受診科		
請求期間				病室		

診療 点数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検査 点	請求 額 明 細	略
	画像診断 点	投薬 点	注射 点	リハビリテー ション 点	精神科専門 療法 点		
	処置 点	手術 点	麻酔 点	放射線治療 点	歯冠修復及び 欠損補綴 点		
	歯科矯正 点	病理診断 点		診療費計 点	食事療養 円		

略

(その3)

収 入 伝 票

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別							負担割合	%	受診科	
請求期間							病 室			
診 療 点 数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検 査 点	画像診断 点	投 薬 点			
	注 射 点	リハビリテ-ション 点	精神科専門療法 点	処 置 点	手 術 点	麻 酔 点	放射線治療 点			
	歯冠修復及び欠損補綴 点	歯科矯正 点	病理診断 点					診療費計 点	食事療養 円	

請 求 額 明 細	診療費負担金 円	高齢者一部負担金 円	公費一部負担金 円		選定療養等 円		食事療養標準負担額 円
	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円	電気代 円	容器代 円	人間(脳)ドック料 円
	その他① 円	その他② 円				助成金 円	うち消費税及び地方消費税額 円

前回までの未納

納 期 限 年 月 日 請求額 円

年 月 日

領
収
目
付
印

(その3)

収 入 伝 票

No. _____

患者番号 _____ 患者氏名 _____ 様

保険種別							負担割合	%	受診科	
請求期間							病 室			
診 療 点 数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検 査 点	画像診断 点	投 薬 点			
	注 射 点	リハビリテ-ション 点	精神科専門療法 点	処 置 点	手 術 点	麻 酔 点	放射線治療 点			
	歯冠修復及び欠損補綴 点	歯科矯正 点						診療費計 点	食事療養 円	

請 求 額 明 細	診療費負担金 円	高齢者一部負担金 円	公費一部負担金 円		選定療養等 円		食事療養標準負担額 円
	特別室料 円	文書料 円	材料料 円	検査料 円	電気代 円	容器代 円	人間(脳)ドック料 円
	その他① 円	その他② 円				助成金 円	うち消費税及び地方消費税額 円

前回までの未納

納 期 限 年 月 日 請求額 円

年 月 日

領
収
目
付
印

(その4)

収 入 伝 票						No. _____
患者番号 _____		患者氏名 _____ 様				
保険種別		負担割合	%	受診科		
請求期間				病 室		
診療 点数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検 査 点	請 求 額 明 細
	画像診断 点	投 薬 点	注 射 点	リハビリテー ション 点	精神科専門 療法 点	
	処 置 点	手 術 点	麻 酔 点	放射線治療 点	歯冠修復及び 欠損補綴 点	
	歯科矯正 点	病理診断 点		診療費計 点	食事療養 円	
略						

備考 略

(その4)

収 入 伝 票						No. _____
患者番号 _____		患者氏名 _____ 様				
保険種別		負担割合	%	受診科		
請求期間				病 室		
診療 点数	初・再診料 点	入院料等 点	医学管理等 点	在宅医療 点	検 査 点	請 求 額 明 細
	画像診断 点	投 薬 点	注 射 点	リハビリテー ション 点	精神科専門 療法 点	
	処 置 点	手 術 点	麻 酔 点	放射線治療 点	歯冠修復及び 欠損補綴 点	
	歯科矯正 点	病理診断 点		診療費計 点	食事療養 円	
略						

備考 略

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第22号様式（その2）による用紙は、当分の間、使用することができる。